項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
前文 目的 【1条】 基本理念 【3条】	新しい公共・協働を基本に据えた条例 多様な市民活動を推進するための条例 ・名称案「新しい公共を支える市民活動推進条例」 「協働のまち育て条例」等 ・「新しい公共」の概念を明示するために、前文を設ける ・前文は、新しい公共の考え方、協働の必要性、多様な市民活動の発展、豊かな地域社会の実現等を中心に述べる 新しい公共のイメージ ・まちづくりの各主体(市民、市民活動団体、事業者、行政)が、それぞれの役割に基づいてそれぞれのやり方で、公共を担っていく、という考え方 ・市民活動が盛んになり、公共サービスを担う NPO やボランティアの活躍が広がっていることを背景に、「行政=公共」という形から、各主体の自主・自立による多様な価値観が活かされた豊かな地域社会づくりをイメージした概念	条例のあり方 ・目的:市民自治・参加・市民等の自立によるまちづくりに基づいて「新しい公共」を形成していくためのルール(条例)【枠組み資料】 ・「段階的に改善・発展していく仕組み」が大切。最初の条例は、まず原則的なところをおさえたい。《会議6》 ・フレキシビリティを確保するために、具体的な手続きは設けない、という方法もある。どこまで条例に盛りこむかが問題。《会議6》 ・市民が参加して協働ルールをすべり出させていくという目的のもとで、シンプルな形で総合的なものを考えるべきであると思う。《会議6》 ・各主体がお互いに成長していける条例を考えるべき。条例ができて、みんなが一緒に歩むなかで、だんだん中味が濃くなっていけば良い。《会議4》 ・基本理念、総則、基本法的な条例制定をまずめざし、次に各論的な条例(みんなの街づくり条例などのような)を制定する《会議2》 条例化の範囲 ・条例の位置付け《部会 》 1 自治基本条例 2 参加の手続き、情報公開、住民投票、行政手続き 個別条例化か一本化(自治基本条例も含む)かは別として、機能としては必要 3 市民活動団体が自立していくためのツール」(新しい公共条例)
	条例の位置付け ・この条例は、市の最も基本的な条例となる「自治基本条例」を支える総合的・横断的な条例として位置付け、自治基本条例に先行して制定する 成長発展型の条例 ・スタートは、協働ルールの基本的・原則的なところをおさえたシンプルなものとする ・各主体がお互いに成長していくなかで、条例に基づく取り組み自体も段階的に改善、発展していくこととし、その点を条例に明示する【9条4号】 協働ルールと参加 ・行政手続きに関する一般的な参加手続きは、この条例には盛り込まず、協働の視点から必要となる参加・情報公開の考え方と手続きを盛り込む。 ・この条例では、協働の視点から必要となる参加の考え方や仕組みを位置づける【7条5項 12・13条】 情報 ・各主体の情報提供や情報循環が参加・協働の基本である、という点を、基本理念又は役割に盛り込む 【3条3項 7条2項 11条5項】	・自治体がコミュニティの重要性をきちんと主張することがとても大切であり、条例に盛り込むことは大変意義がある。《会議4》・市民と行政、市民と市民、市民と企業の協働ルールとともに、市民自治基本条例(市民参加条例)の制定が必要《部会 》

項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
基本理念【3条】	協働とは次のような考え方であり、新しい公共を目指した各主体間の取り組み姿勢を「協働の原則」として位置付ける。 【3条2項】 *お互いの自主性や独自性を尊重しながら *対等な関係性のもとで、相互理解を深めながら * 自己責任の原則にたって * 協力・協調しながら、ものごとを進めていく	 → 議会との関係が問題になる《部会》 ・情報の提示は、議会との関係が問題になる《部会》 ・参加が進み、多くの市民の意見が反映された取り組みが進めば進むほど、議会の意義が問われてくる《部会》 ・間接民主主義における議会と市民参加の関係は、イギリスでは、行政案をつくる過程で幅広く市民の意見を聴くが、議論は議会とする。市民の意見は多くとりいれるが、案についての議論は市民とではなく議会とする、という整理。《部会》 議会について ・議会との関係は、参加、自治の問題とからめて、時間をかけて考える内容・提言には議会についても議論のなかで指摘された内容を盛り込むが、条例には直接盛り込まない
定義 【2条】	・広い意味での市民活動をきちんと定義する。 *市民が行う活動 *自由、自主的、自発的な活動 等 広い意味での市民活動 等 広い意味での市民活動 等 広い意味での市民活動 等 広い意味での市民活動 等 広い意味での市民活動 で 2 助的な活動も含む で 宗教、政治、選挙活動に関する一定の制限 社会的な市民活動 で 自主性、非営利性に加えて、公益性(不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する)が加わる 活動団体について で 方民活動を行う人、団体として『市民活動を行うもの』という表現 公益的・社会的な活動を行う団体 で 社会的活動団体として位置付ける【5条2項】 で きちんと2条で定義すべきか で 社会的活動団体は、条例上では5条の役割で出てくる だけ。そのメリットが条例上は出てこない。	市民活動の定義の明確化:自治会、PTA、文化的な活動団体は含まれるのか《会議5 ・ 財団や自治会の位置付けはどのように考えるべきか。今までの歴史を考えないシステムは成り立たない。《部会 ・ 市民活動には、 行政の手の届かないところで NPO が活躍するもの、 市民個人が自主的に自由に参加する、という2 種類があると思うが、この2 つは同じ土俵で論じるべきではない《会議5 ・ 趣味的なものも含めて広く市民活動としてとらえ、支援対象としては、公益性のある活動、という考え方が、これまでの議論で出されている(部会 ・ 」 ・ 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、

項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
定義【2条】	 『みんな』: 各主体を総称する呼び方 ・市民、市民活動を行うもの(市民セクター) 事業者 (私的セクター) 市(公的セクター)など主体を総 称する定義として、たたき台では「みんな」を用いる ・実際の条例では、同じ意味あいの別の表現となる 	定義の考え方 ・公共を議論する過程は大切だが、公共性は固定的な概念ではないと思う。むしろ、ルール適用にあたっての公共性を評価する第三者機関の存在が重要ではないか。《会議3》 ・定義は広く、支援は社会的役割を担う活動に絞り込む《部会》 ・今後の活動を促進するような定義づけが大切《部会》
市民の役割【4条】	の程度盛り込むかによって、内容がかわってくる。	・市民: 自主・自立、理解、責任、権利【枠組み資料】 ・市民自身の認識も改革していかなければならない。市に対する要望や主張だけではなく、自立して責任を持つことが必要《会議4》 ・市民としてのあり方が重要であると思った《会議3》 ・市民としてのあり方は、協働ルールの基礎の部分。《会議3》 ごのように位置付けるか。市民に関する具体的仕組みをど 「民の自発性のもとに)まちづくりへ参加する権利等 「民の自発性のもとに)まちづくりへ参加する権利等
市民活動を行うものの役割【5条】		・市民セクター:理解、意見調整、情報公開【枠組み資料】 ・個人と行政との関係では、個人では継続性に難がある。きちんと継続的にサービスを行い社会的な役割を果たしていくには、NPO 的組織が必要であると思う。《会議5》 ・市民へNPO 情報の公開《部会 》 ・団体情報はきちんと公開し、意欲のある個人が参加できるような仕組みが必要。《部会 》 2 段階方式とする:市民活動を行うものの役割(一般的) + 社会的活動団体の役割(より重い役割)
事業者の役 割 【6条】	先進条例の内容 ・市民活動への理解を深める ・市民活動の発展、促進に協力 ・地域社会の構成員(一員)として ・自発的に推進、自ら活動を行う ・活動への支援	・私的セクター:地域への理解、参加、協力【枠組み資料】 ・企業の社会的責任も重要な要素。企業も主体としてきちんと位置付けるべきだと思う。《会議 5 》 ・市民活動とは、市民と市の関係が中心になるものと考えており、企業を主体に加えるのはどうも理解できない。《部会 》 ・市民活動には、企業やコンサルがやる仕事もあり、ボランティアだけでは狭くなりすぎる。《部会 》 ・企業の役割について、もう少し積極的な内容・ルールを考えていくべき《会議 4 》 ・アメリカの NPO は、民間とのジョイント・ベンチャーにより、事業を展開している。今回の仕組みについても、踏み込んだ協力関係を考えてみるべき。《会議 4 》

項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
事業者の役 割 【6条】	市民活動への理解、協力+社会的活動への積極的な 関与を定める内容とする ・地域社会の構成員として、新しい公共の形成のため に社会的活動に参加 ・社会的活動への協力	・企業とは、大きな企業というよりも、コミュニティのなかで身近に元気にやっているお店や、朝市にとれたての野菜を並べる農家のおじいちゃん、おばあちゃんなども含め、幅広く柔らかく考えることが必要。《会議4》
市の役割 【7条】	先進条例の内容 ・市民活動を推進するための総合的な施策の実施 ・市民活動が活発に行われるための環境づくり ・関係機関との連携、支援措置、市民活動推進計画 ・職員の市民協働への認識を深める 参加・参画による事業実施、市民協働事業のすべての段階での情報公開	・市:自立性の尊重、公平・公正、環境整備、計画・施策策定過程への意見反映 ・継続的な行政の自己改革【会議6:仕組み考え方】 ・市の情報提供が基本だと考える。《部会》 ・職員の意識改革が重要《会議4》 職員の役割 ・新しい公共・協働への職員の意識改革、認識を深める・市民活動、社会的活動に関する職員の理解 ・創意工夫による事業の推進 等【11条2項】
	総合的な施策、環境整備【1項】 参加、協働に関する情報の公開、行政の自己改革【2項 協働領域における公共サービスの役割分担の適正化(市 施策や計画等への市民の早期参加促進【4項】	
主体間の関 係 【8条】	関係性の原則 ・信頼関係、相互理解、対等の原則 ・水平な関係のなかでの対話や交流促進 新しい公共・協働のためには、各主体の関係性が	・各主体の関係性の明確化:信頼関係:水平の関係 役割の明確化(役割分担)【枠組み資料】 ・水平な関係の中での主体間のコミュニケーションのしかた【枠組み資料:課題5】 ・市民が社会参加するための仕組みとして NPO がある。NPO は市民が望む場合に参加できるよう開かれていなければいけない。そのような市民と団体との関係も、条例に盛り込んでいくべきだと思う。《部会》 ・個人でできないから組織で行うのであって、スタートは個人である。また、委託についても、市の事業遂行に市民が直接的に関与していく仕組みであって、個人で関与するのは難しいから、NPO を通じて行うのである。《会議5》
	重要であるため、基本理念・役割の他に条項を設け、信頼関係を育むという関係性の原則をうたう	・市民(個人)は NPO にボランティアを申し出る ボランティアを NPO は原則として受け入れる《部会 》 ・市民はボランティアの意思と内容を市に伝える 市は必要とされている情報を公開して、NPO があればそれを紹介し、個人として参加できるならその方法を示す《部会 》 ・市と NPO:対話の促進、相互理解《部会 》 ・職員と NPO の交流の場をふやす(お互いに理解する)部会 》 ・責任分担の問題は重要《会議4》

項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
協働に必要 な機能	環境整備の原則 ・各主体がそれぞれの役割に応じて、情報、人材、場所、資金、	・協働の環境整備 情報、人材、資金、場所、ネットワーク《仕組みたたき台》
【9条】	ネットワーク等の総合的な協働の環境整備に努める、という 原則を明示	
	協働の方針	力をあわせて、多様な市民活動を盛んにしていくことをめざす【目的・基本理念】 協力して機能をつくり、分担する、ということを重んじる【1号】
	具体的な仕組みに関する基本方針の内容を協働の方針として位置付けるほか、関連する部分に盛り込む	開く(情報、知恵、技など)ことを促すような、自発的に表現・表明できるための場や機会を重んじる【2号】 自主性や創造性が活かされることを重んじる【目的・基本理念】 信頼関係が育まれることを重んじる【8条】 対等性が保たれることを重んじる【目的・基本理念】 地域資源や市民の活力を活かすことを重んじる【3号】 お互いに成長していくなかで、段階的に改善、発展させていく視点を重んじる【4号】 (市は)行政の自己改革を継続的に進めることを重んじる【7条2項】
協働の拠点では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	内氏目らか連宮を担つ、といつ考え万を位直つ	 市民の自立を促す仕組み【会議6】 市民活動団体への支援 提案等のコーディネート機能 情報集約、提供機能 相談機能 市民意向調査機能 等 市民活動センター ・センター運営のイメージとしては、市民自らが担っていく、という点を盛り込む。《部会 》 ・市民活動センターの場ではなく、機能を条例に位置付けていくことが重要である。《会議6》 ・第三者機関や市民活動センターについては、機能としては必要だが、構成メンバーやスタッフの選任方法、運営形態等の具体的な内容は十分検討する必要がある。《会議6》・2000年の場ではなく、機能を条例に位置付けるべきである。《会議6》・お市マスで位置付けられているまちづくりサロンとの際連も整理する必要がある。《会議6》・理解者からお金を集めてサービスで還元していく、という私募債のような仕組みをセンターでも行っていけばよいと思う。《会議6》・包括補助金について、コンペティションなどの場は設けるが、分配機能は持たないようにすべき。《会議6》・回体と行政が対等に契約できるような役割を担ったり、足りない資料を行政からひきずり出してくる、というような動きが大切。《会議6》・市民活動センターの運営 ・官設官営でスタートし、市民運営へ移行していったらどうかと思う。《部会 》・市民運営の良さを活かすために、当初から市民運営でやるべきだろう。《部会 》・組織としては市民運営で立ち上げ、事務局運営など実質的な部分は、段階的に官から民へ移行していけば良い。《部会 》・検討会議からの提言を受けた後に、開設に向けての協議の場が必要になる。《部会 》

項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
市の施策【11条】	協働の視点にたった行政システムの内容を位置づける 協働基本計画等の策定を位置付けるか 今後の取り組み内容を、きちんと計画化し、 オープンに取り組むことを明示するか	協働の視点にたった行政システム(検討会議7資料) ・市は行政評価をきちんと行い無駄な経費を省くとともに、情報の公開・公表を徹底して行い、自己改革を進める 【7条2項 11条4・5項】 ・市は、協働の視点にたった施策の体系化を進める【1項】 ・市は、協働事業を推進する ・協働の基本にたった行政システムのために、行政は情報の公表を徹底的にやり、協働できる事業を表明していく考え方を盛り込む。《部会 》 ・市が行うべき環境整備のなかで、情報が整っている、という点が重要になる。《部会 》
市民事業【12条】協働事業【13条】	市民事業、協働事業の考え方を条例に位置付ける 市民事業・協働事業の考え方(検討会議7資料) ・ 市民事業や協働事業の提案を行うことができる ・ 共同事業の場合は、市民活動団体と市とのルール(協定・契約)を設ける ・ ルールの内容や方法を明らかにした上で事業が行われる	- 市民事業 - 市民等による新しい公共を実現す仕組み 《市民事業(センター支援型)》【会議6】 - 協働事業 - 市民と行政が共同・協力して実現する仕組み 《共同事業》 - 市民と行政が共同・協力して実現する仕組み 《共同事業》 - 職員と市民が一緒に研修をやる方が、共同事業の仕組みよりも、良い案がたくさんでて良い結果につながると思う。《会議6》 - 共同事業の実施について、プロジェクトリーダーの権限を、どの様に設定するか《部会》 - プロジェクト型事業の行政側窓口はどこか《部会》 - 市とNPO: 委託契約ではない対等性が保てる関係性 協働契約(負担金)《部会》
登録【14条】	登録について ・基本的機能で「自主性を尊重した意思表明的な登録」の考え方を示す ・登録の効果は?	・登録制度は設けるが、自主性を尊重した意思表明的な登録とする《部会 》 ・登録要件の明確化【枠組み資料:課題8】 ・新たな入札制度をつくっているようで、何かもうちょっと違うスタイルが考えられないかな、というのが実感である。《会議6》 ・条例では登録団体を位置付け、登録要件は規則等で、一般市民にわかる形で定めるべき。《部会 》 ・登録団体の定義で、大和市の仕組みに特色を持たせることができる。《部会 》
市の施策や計画等への参加【15条】	市の施策や計画等への参加の仕組みに関する基本的事項考え方を条例に位置付ける 市の施策や計画等への参加(検討会議7資料) 市に対して、市民提案(計画提案や事業提案)ができる市は、市の施策や計画等への早期の参加促進に努める	市民提案 ・行政による新しい公共を実現する仕組み 《市民提案反映機能》 ・議会との関係はどのようになるのか《部会 》 早期の参加 ・市民は、市の施策や計画等への早期の参加が保障されます。 市の計画への参加 ・計画制度を参加の装置として利用する 1)大和市の策定する行政計画への市民参加を保障すること 2)全ての参加機会(インターネットも含めて)からの意見を公表すること 3)反映結果の説明を行うこと 策定後も具現化の状況を公表する

項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
協働推進会 議【16条】	協働の推進、市民活動の活性化のために、この条例の推進・運用に関する事項について、また、市民活動全般に関する事項を調査・審議する機関を 位置付ける	審査、評価との関係、協働の拠点の運営委員会と の関係、機関の位置付け(附属機関なのか任意の 機関なのか)に関する整理が必要
審査・評価	審査、評価に関する機能は、具体的な内容は条例には位置付けない	 審査 ・審査については明示せず、公開の場で提示する等、公表していくという考え方を主旨としたものとする《部会》 ・公平性を担保する仕組み【会議6】 審議、審査、評価 決定プロセス ・審査手続きは、何に基づいて行われるのか。《部会》 ・事業内容の公共性を判断する場、基準づくりが必要である《部会》 上評価 ・評価は、協働のスタンス、自己責任の考え方を重視する《部会》 ・活動支援の為のルール、評価のしくみが必要(どんな活動をより支援すべきかに関する重要度づけの議論に基づき)《部会》
仕組みの具体的内容	具体的な仕組みの内容については、条例には直接は位置付けない(基本的機能のみ)	 仕組み全般 ・3つの仕組みに関する枠組みにはこだわらない《部会 》 ・公開・透明性を重視した関かれた仕組み、仕組みづくり【会議6:仕組み考え方 】 ・段階的に改善・発展していく仕組み【会議6:仕組み考え方 】 ・柔軟で多様なわかりやすい仕組みとする必要がある。《会議6》 ・つぶやきを受けとめる機会や場が大切という考えを基本に、市民活動を活性化させる仕組みを具体化することが重要である。《会議6》 契約 ・NPO も入札に参加していけるような環境整備が必要。《会議5》 ・双務契約のもとに事業委託(委託の透明性) 小さな行政(政府)の実現《部会 》 情報基盤 ・市の持つ情報ネットワーク・インフラを NPO 活動に有償でも良いので活用させてほしい《部会 》 施設利用 ・市と NPO: 市からの施設の優先的使用を受ける《部会 》 企業 ・企業と NPO が手を組んで事業を行えるしくみ ・ジョイントベンチャー(市の支援:後援、財政的支援)

仕組みの具 上記	項目	条例化のポイント、考え方	これまで議論されてきた主な内容
・お互いに学習していく教育のしくみの視点【枠組み資料:課題7】 ・市とNPO:職員研修講師をNPOスタッフが行う《部会 》 資金、社会的資金 ・開かれた仕組みをどのように形にするか、ということになるが、例えば、世田谷のまちづくりファンドは個人でもいい、という仕組みで、開かれている。《会議4》いろんなお金を集めてそれを活動のなかで循環させていくというような社会的な資金に関する考え方が重要である。《会議6》 ・「ウ事業的展開、助成補助」は、行政との直接的な関係だけでなく金融機関なども巻き込んだ社会的なお金が、地域の財産としてうまくまわるようなしかけが大切《会議5》 ・市民 NPO:資金(寄付)の提供《部会 》 市民基金によるNPO支援《部会 》 ・資金の援助をした企業は、法人事業税をまけるなど、企業のパックアップを促進するような仕組みもおもしろい。《会議4》・総合的補助金の制度などにより、お金の性格を変えていく必要がある。自立の意識が高まるような資金提供《会議4》 ・変流、ネットワーク ・NPO関係でネットワークをしていく それには他のNPOが今何をしているのかを報告していく場(交流集会)等をつくる《部会 》・現状の環境整備の見直しが必要:関連者の見直し、自治会のあり方、《部会 》			・活動の活性化のために、相談やカウンセリング機能が重要。専門家を紹介するなど支援の一つとして位置付けるべき。《会議6》 ・協働コーディネーターを育成させていく場をつくりたい《部会 》 一研修、学習 ・お互いに学習していく教育のしくみの視点【枠組み資料:課題7】 ・市と NPO:職員研修講師を NPO スタッフが行う《部会 》 「資金、社会的資金 ・開かれた仕組みをどのように形にするか、ということになるが、例えば、世田谷のまちづくりファンドは個人でもいい、という仕組みで、開かれている。《会議4》いろんなお金を集めてそれを活動のなかで循環させていくというような社会的な資金に関する考え方が重要である。《会議6》 ・「ウ事業的展開、助成補助」は、行政との直接的な関係だけでなく金融機関なども巻き込んだ社会的なお金が、地域の財産としてうまくまわるようなしかけが大切《会議5》 ・市民 NPO:資金(寄付)の提供《部会 》 市民基金による NPO 支援《部会 》 ・資金の援助をした企業は、法人事業税をまけるなど、企業のバックアップを促進するような仕組みもおもしろい。《会議4》 ・総合的補助金の制度などにより、お金の性格を変えていく必要がある。自立の意識が高まるような資金提供《会議4》 ・交流、ネットワーク ・NPO 関係でネットワークをしていく それには他の NPO が今何をしているのかを報告していく場(交流集会)等をつくる《部会》

表現やまと めの方法

条例の説明文書は、やさしくイメージがわきやす い表現方法に努める

表現やまとめ方

- ・やさしくイメージがわきやすい表現方法に努めるべきである。《会議6》
- ・イメージが膨らむようにわかりやすい事例や、現実の場面でどう動くのか、といった説明を加えていく必要がある。《会議6》